

## 【法務委員会】

### (1) 審議概観

法務

第132回国会において法務委員会に付託された法律案は、内閣提出7件であり、いずれも全会一致で可決した。

また、本委員会付託の請願4種類71件のうち、1種類、24件を採択した。

#### [法律案の審査]

阪神・淡路大震災に伴い、緊急立法として次の3法律案の審議が行われた。

まず、阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案は、この震災に起因する民事に関する紛争の調停申立て手数料を免除しようとするものである。震災に伴う調停申立て予想件数について最高裁判所は、関東大震災の倒壊家屋数を参考に、数千件から1万件程度の可能性もあるとして、調停委員及び調停室の確保に努めていく姿勢を示した。

次に、阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案は、震災により債務超過となった法人について破産宣告を2年間留保し、また、被災地に本店のある会社については平成8年3月31日までの増資または組織変更のための猶予期間を1年間延長しようとするものである。法務省は、最低資本金基準未達成の会社は、被災地域では10数万社に及ぶと推測され、猶予期間の1年間延長は営業活動正常化の上で効果が期待できるとしている。

さらに、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案は、大規模な火災、震災その他の災害によって区分所有建物が全壊した場合に、敷地の共有者等が特別の多数による決議に基づき、建物を再建することができることとする等の措置を講じようとするものである。再建決議の要件である議決権の5分の4以上の多数を緩和をすべきではないかについて法務省は、所有権の制限には慎重であるべきこと、緩和しても反対者の権利の買取等の負担が増え実効性に疑問があること及び区分所有法の建替決議の要件が同様であることを立案理由として挙げている。

刑法の一部を改正する法律案は、刑法の表記を現代用語化し、尊属殺人・その他の尊属加重規定及びいんあ者の行為に関する規定を削除しようとするものである。

明治40年に制定された刑法は、片仮名書き、漢文調の文語体であり、難読・難解な漢字も多数用いられており、一般国民に理解しにくいものとなっていることから、その現代用語化は早くから検討課題とされてきた。

昭和49年に公表された刑法の全面改正を目的とする改正刑法草案は現代用語化されていたが、日弁連や刑法学会との意見調整が進展せず、その取扱いが確定しないため、大方の合意が得られる若干の部分改正を含む刑法の現代用語化の方向が打ち出された。また、平成3年の刑法改正の際に衆参の法務委員会が行った尊属殺重罰規定の見直しと刑罰法令の現代用語化の検討を求める附帯決議は、この流れを加速した。

本法律案は、本会議で趣旨説明を聴取し、改正刑法草案の取扱い、最高裁が合憲とした尊属傷害致死罪等の規定の削除理由等について質疑を行った後、本委員会に付託された。

委員会では、参考人から刑法の全面改正、法制審議会刑事法部会の議事録及び委員氏名の公表、口語化の一層の促進等を求める意見が出された。質疑は、違憲判決以来22年を経過して尊属加重規定を削除するに至った経緯、用語の平易化案作成過程での論議と難解用語の解消等について行われ、昭和48年の最高裁による尊属殺違憲判決を受けて直ちに立案された尊属加重規定全面削除案は、与党自民党との意見調整が合意に達せず、提出が見送られたことのほか、条文を忠実に現代用語化する上で言い換え困難な用語が残っており、今後、より平易な表現を検討したい等との答弁があった。また、前田法務大臣は、今回の表記の現代用語化は、今後の刑法改正の基盤作業としての意義を持ち、今後、全面改正に向けて検討を続けていくとの考えを示したが、法制審議会刑事法部会の議事録・委員氏名公表問題については、法制審議会での良識ある対応に期待すると述べるにとどまった。

**更生保護事業法案**は、更生保護事業の適正な運営の確保及び健全な育成発達のため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするものである。また、**更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案**は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、所要の経過措置を定めるほか、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

更生保護事業の中核的存在である更生保護会は、建物が老朽化する等の問題を抱えており、昨年の第129回国会において更生保護会に対する補助制度を改善する更生緊急保護法の一部改正を行い、更生保護会の施設整備面で改善措置を講じた。その際、衆参の法務委員会は、法整備を含む制度の改善・充実、社会福祉事業との均衡にも留意した補導援護体制の強化等を求める附帯決議を行った。両法律案は、この附帯決議の趣旨を踏まえて参議院先議で提出された。

更生保護事業法により更生保護事業の概念は明確になるが、更生保護法制の整備がなされていないことについて前田法務大臣は、犯罪者予防更生法と執行

猶予者保護観察法とを統合して、新たに更生保護の基本法を立案する方向で、現在、検討を進めていることを明らかにした。また、社会福祉法人との税制上の格差是正では、収益事業所得の90%以上を本来事業に支出する場合の法人住民税の非課税問題が据置きになっており、法務省は更生保護法人がこの点でも社会福祉法人並みの優遇が得られるように努力するとの決意を示したが、本委員会も、税制上の問題について社会福祉法人等との均衡を失しないよう配意すること等を内容とする3項目の附帯決議を行った。

地方裁判所において増加し続けている民事訴訟事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員を増員しようとする裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対しては、迅速な裁判実現のための裁判官定員の在り方等が問われたが、最高裁判所からは、迅速な裁判の実現のために、裁判官の増員だけではなく、民事訴訟の審理の在り方を効率的なものに変えていく必要があるとの見解も示された。

#### [国政調査等]

2月9日、前田法務大臣から所信を聴取し、2月17日、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行った。阪神・淡路大震災の被害状況、罹災都市借地借家臨時処理法の適用地域での機能、監獄法全面改正問題、子供の人権専門委員の役割、無国籍児問題、公安調査庁の定員減理由、長期化する裁判の原因と司法制度改革の必要性等が論議された。

3月17日、予算委員会から委嘱を受けた平成7年度法務省及び裁判所関係予算の審査を行った。法務省予算では、安心して暮らせる社会の基盤づくりへの財政当局の理解が得られ、厳しい財政事情の下で、170名の定員増が認められたこと、また裁判所予算では、質量とも増大している事件の適正迅速な処理のための定員増及び外国人事件通訳謝金の大幅増額が実現するとともに、身体障害者用のエレベーターの設置が認められたことが示された。なお、2億5,000万円の国庫補助が認められた法律助扶助協会から出されていた阪神・淡路大震災に伴う追加要請への対応についても問われたが、その後、補正予算で3億3,000万円の追加が認められた。

6月8日、地下鉄サリン事件等オウム真理教関係事件の検察庁における捜査処理に関する件について、前田法務大臣及び法務省刑事局長から説明を聴取した後、同事件、宗教法人法・破壊活動防止法による解散命令の請求、捜査における適正手続の保障、フィリピン残留孤児の戸籍の問題、危機管理体制の整備等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年2月9日（木）（第1回）

- 検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。
- 法務行政の基本方針について前田法務大臣から所信を聴いた。
- 平成7年度法務省及び裁判所関係予算について政府委員及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

### ○平成7年2月17日（金）（第2回）

- 法務行政の基本方針に関する件について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所及び警察庁当局に対し質疑を行った。

### ○平成7年2月28日（火）（第3回）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について前田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成7年3月10日（金）（第4回）

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所、防衛施設庁及び自治省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第23号） 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

- 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案（閣法第74号）（衆議院送付）について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第74号） 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

### ○平成7年3月14日（火）（第5回）

- 更生保護事業法案（閣法第63号）

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第64号）

以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成7年3月16日（木）（第6回）

- 更生保護事業法案（閣法第63号）

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

(閣法第64号)

以上両案について前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年3月17日（金）（第7回）

○平成7年度一般会計予算（衆議院送付）

平成7年度特別会計予算（衆議院送付）

平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（裁判所所管及び法務省所管）について前田法務大臣、政府委員、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○更生保護事業法案（閣法第63号）

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案  
(閣法第64号)

以上両案について前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第63号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

(閣法第64号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、最高裁判所及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第88号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

(閣法第89号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

○平成7年4月25日（火）（第8回）

○参考人の出席を求ることを決定した。

○刑法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について前田法務大臣から趣旨説明を聴き、以下の参考人から意見を聴き、各参考人に對し質疑を行った後、前田法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

日本大学法学部教授	板倉 宏君
日本弁護士連合会刑法改正対策委員会事務局長	岩村 智文君
東京女子大学名誉教授	水谷 静夫君

### ○平成7年4月27日（木）（第9回）

- 刑法の一部を改正する法律案（閣法第90号）（衆議院送付）について前田法務大臣、政府委員、警察庁、防衛庁及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。  
(閣法第90号) 賛成会派 自民、社会、平成、護り、無  
反対会派 なし

### ○平成7年6月8日（木）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 地下鉄サリン事件等オウム真理教関係事件の検察庁における捜査処理に関する件について前田法務大臣から報告を、政府委員から補足説明を聴いた後、オウム真理教関連事件に関する件、捜査における適正手続きの保障に関する件、フィリピン残留孤児の戸籍に関する件、危機管理体制の整備に関する件等について同大臣、政府委員、最高裁判所、文化庁、外務省、厚生省、文部省、警察庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

### ○平成7年6月14日（水）（第11回）

- 請願第1523号外23件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第156号外46件を審査した。
- 検察及び裁判の運営等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）成立議案の要旨・附帯決議

#### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

##### 【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を12人増加し、644人に改める。
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を24人増加し、2万1,550人に改める。
- 3 この法律は、平成7年4月1日から施行する。

## 更生保護事業法案（閣法第63号）

### 【要旨】

本法律案は、更生保護事業が我が国の刑事政策上重要な機能を果たすべき存在となっていることにかんがみ、その適正な運営の確保及び健全な育成発達を図るため、更生保護法人に関する制度その他の更生保護事業に関する基本事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生保護事業の概念を明確化し、更生保護事業に対する国の責務と地方公共団体の協力に関する規定を設ける。
- 2 法務大臣の認可を受けて更生保護法人を設立することができることとし、その設立、管理、合併・解散及び監督に関する規定を設ける。
- 3 更生保護事業の法務大臣による認可並びに監督及び更生保護法人に対する国の補助について所要の規定を設ける。
- 4 この法律は、平成8年4月1日から施行する。ただし、更生保護法人への組織変更に関する規定については、公布の日から施行する。

## 更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

（閣法第64号）

### 【要旨】

本法律案は、更生保護事業法の施行に伴い、更生緊急保護法を廃止し、これに伴う経過措置を定めるほか、犯罪者予防更生法その他の関係法律の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 更生緊急保護法を廃止するとともに、犯罪者予防更生法の一部を改正し、更生緊急保護に関する規定を設ける。
- 2 既存の更生保護会は、組織変更により更生保護法人となることができるここととする等所要の経過措置を定める。
- 3 地方税法の一部を改正して、更生保護法人については法人住民税の均等割を課さないこととする。
- 4 土地収用法の一部を改正して、更生保護事業を収用適格事業とする。
- 5 この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。ただし、更生保護法人への組織変更に関する規定については、公布の日から施行する。

### 【「閣法第63号」及び「閣法第64号」に対する附帯決議】

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 1 更生保護会の組織変更が円滑に推進されるよう適切な指導・助言を行うとともに、更生保護法人の健全な育成、発展を図るため、税制上の問題については、社会福祉法人等他の特別法に基づく公益法人の取り扱いを考慮し、均

衡を失すことのないよう配意すること。

- 2 更生保護に係る法体系については、更生保護基本法制定の必要性も含めて検討し、社会、経済情勢の変化に対応し得るよう一層の整備に努めること。
- 3 更生保護事業は、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしていることにかんがみ、その中核的存在である更生保護会への更生保護委託費及び更生保護施設整備費の在り方について検討を加え、経営基盤の強化に努めること。

右決議する。

### 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案（閣法第74号）

#### 【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災の被害の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争に係る民事調停法による調停の申立ての手数料について特別の免除措置を講じようとするものであり、その内容は次のとおりである。

#### 1 調停の申立ての手数料の免除

平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、手数料の納付を要しない。

#### 2 施行期日

公布の日から施行し、平成7年1月17日から適用する。

### 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案（閣法第88号）

#### 【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、破産宣告等及び最低資本金制度に関する経過措置の各特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 破産宣告等の特例

阪神・淡路大震災による被害により債務超過に陥った法人に対しては、一定の場合を除き、平成9年1月16日までの間、破産宣告をすることができないこととし、法人の理事等について破産申立義務を課さないこととする。

#### 2 最低資本金制度に関する経過措置の特例

阪神・淡路大震災の発生の日に大阪府及び兵庫県の区域内に登記された本店が所在していた株式会社及び有限会社については、平成8年3月31日までの最低資本金に関する猶予期間を平成9年3月31日まで延長する。

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案（閣法第89号）

### 【要旨】

本法律案は、阪神・淡路大震災による被害の状況等にかんがみ、大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合に、その建物の再建等を容易にし、もって被災地の健全な復興に資するため、その再建に関する敷地の共有者等の間の利害の調整のための制度を導入しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 全部滅失の場合の特別多数決議による建物の再建

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日から起算して3年以内に、その敷地共有持分等の価格の割合による議決権の5分の4以上の多数で、建物の再建の決議をすることができる。

### 2 共有物分割請求の禁止

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合に、敷地共有者等は、その政令施行日の1月後から政令施行日の3年後までの間は、一定の場合を除き、民法の規定による共有物分割請求をすることができない。

### 3 一部滅失の場合の建物等の買取請求権の行使に関する特例

政令で定める災害により区分所有建物の大規模な一部滅失があった場合において、復旧又は建替えの決議が行われないときに、区分所有者が他の区分所有者に対して建物及び敷地に関する権利の買取請求権を行使できる時期を、その政令施行日から1年を経過した後とする。

### 4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 刑法の一部を改正する法律案（閣法第90号）

### 【要旨】

本法律案は、刑法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るため、最高裁判所の違憲判決を受けている尊属殺人に関する規定及びこれと関連するその他の尊属加重規定、並びにいんあ者の行為に関する規定を削除しようとするものであり、その主な内容は次

のとおりである。

- 1 刑法（いんあ者の行為に関する規定及び尊属加重規定を除く。）の表記を現代用語化して平易化する。
- 2 いんあ者の行為に関する規定を削除する。
- 3 尊属殺人、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁の規定を削除する。
- 4 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとし、施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律につき所要の改正を行う。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（7件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決	
※ 23	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 7	7. 2.21 (予備)	7. 3.10 可 決	7. 3.10 可 決	7. 2. 7	7. 2.17 可 決	7. 2.21 可 決	
63	更生保護事業法案	参	2.28	3.13	3.17 可 決 附帯決議	3.17 可 決	3.14 (予備)	4.26 可 決	4.27 可 決	
64	更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案	"	2.28	3.13	3.17 可 決 附帯決議	3.17 可 決	3.14 (予備)	4.26 可 決	4.27 可 決	
74	阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案	衆	3. 7	3. 7 (予備)	3.10 可 決	3.10 可 決	3. 7	3. 8 可 決	3.10 可 決	
88	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律案	"	3.14	3.14 (予備)	3.17 可 決	3.17 可 決	3.14	3.15 可 決	3.17 可 決	
89	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案	"	3.14	3.14 (予備)	3.17 可 決	3.17 可 決	3.14	3.15 可 決	3.17 可 決	
90	刑法の一部を改正する法律案	"	3.14	4.14	4.27 可 決	4.28 可 決	3.17	4.11 可 決	4.13 可 決	7. 3.17 衆本会議趣旨説明 4.14 参本会議趣旨説明